

# 官報号外

平成十六年十月二十二日

## ○第一百六十一回 衆議院会議録 第四号

平成十六年十月二十二日(金曜日)

午後一時 本会議

### ○本日の会議に付した案件

永年在職の議員小里貞利君、中村正三郎君、保利耕輔君、亀井静香君及び丹羽雄哉君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、院議をもつてこれを表彰する

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

正す

### ○議長(河野洋平君) 永年 在職議員の表彰の件

永年 在職議員の表彰の件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました

小里貞利君、中村正三郎君、保利耕輔君、亀井静

香君及び丹羽雄哉君に対し、先例により、院議を

もつてその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員小里貞利君は衆議院議員に当選すること九

回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし

民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院

議をもつてこれを表彰する

(拍手)

議員丹羽雄哉君は衆議院議員に当選すること九

回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし

民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院

議をもつてこれを表彰する

(拍手)

この贈呈方は議長において取り計られます。

けられました議員諸君の登壇を求めます。

(被表彰議員登壇、拍手)

○議長(河野洋平君) 表彰を受けられました議員

諸君を代表して、小里貞利君から発言を求められ

ました。

初当選して一年もたたずには再び総選挙を戦うこ

とななり、さらに政治の師とも仰いだ大平首相を失い、私は、国会議員としての第一歩から、大き

な衝撃とともに政治の厳しさを思い知らされたも

し民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院

議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

ております。これを許します。小里貞利君。

### ○小里貞利君 代表謝辞

本日、ここ衆議院本会議場において、院議を

もつて永年在職表彰を受けましたことは、私ども

五名の議員とり、まことに光榮の極みであります。

ここに、年長のゆえをもちまして、一同を代表

して、慣例に従い、自らの来し方を振り返りつ

つ、御礼の言葉を申し上げます。(拍手)

今回の表彰は、先輩、同僚の皆様方の御指導、御鞭撻の賜物であると同時に、二十八歳で郷土鹿児島の県議会議員に当選して以来、四十五年余にわたり御支援いただいた鹿児島県の皆様や、すべての友人、知人の皆様のおかげであり、心より感謝を申し上げるものであります。(拍手)

私どもが衆議院に初めて議席をいただいたのは、昭和五十四年十月七日の総選挙においてありました。

この総選挙では、一般消費税導入問題やダグラス・グラマン事件などのあたりを受けて、自民党の議席は過半数を割り、大平首相の責任問題が噴き上がり、世に「四十日抗争」に突入いたしました。

翌年に至るも党内の亀裂は収まらず、ついに大平内閣不信任決議案が可決され、大平首相は衆議院の解散を断行し、その後に帰らぬ人となられました。



てくださいました郷土の皆様、友人の御加護、そして諸先輩及び同僚議員の深い御理解と御指導の賜であります。政治家としてこの上ない冥利に尽きるところに改めて心からの感謝を捧げ、御礼申し上げます。

私は、昭和十一年、原爆投下のあつた広島県に生まれました。父は役人であつたため、原爆投下直後に被災者救済に当たり、被爆者手帳の所持者でした。姉は白血球の減少する病で、早く亡くなりました。子供心に、遠くでピカツと光った直後に大きなキノコ雲が上がり、多くの人々がボロボロになつて逃げてきた光景を、今でも忘れることができません。また、祖国、愛する人を守るために身命を賭した先人達に想いを馳せ、あらゆる命を尊び、戦争を防ぐこと、平和を守り継承することが政治の最大の責任であるとの思いで政治家を志しました。

現在の日本は一応平和を保つておりますが、日本近世史においても幕末・大正・昭和初期に匹敵する大きな曲がり角に直面しているのではないかと思います。市場原理万能、競争原理至上、こうした空気が日本の社会を覆つてしまつた結果、日本経済の空洞化は残念ながら着実に進んでいる今日であります。中小企業、零細企業、商店は日に日に追い詰められ、地方、農村、漁村は厳しい状況であります。こうした状況を今後政治が許してよいのか。国民もまたそういう政治を許すのか。

この地球は銀河系の中の小さな惑星にしかすぎませんが、人類にとってかけがえのない住みかです。二十世紀は、科学技術が飛躍的に発

達して、我々の生活は極端に便利になりました。

一方では革命と戦乱の世紀でもあります。た。この二十一世紀が人類にとってどのような

世紀になつていくのか。あらゆる民族、国家が

それぞれの場で必死になつて生きている中を、強者の論理だけ貫徹していく本当に大丈夫な

んだろうか。地球の果て、砂漠や密林の中にお

いても、生きとし生けるものは我々人類のかけ

がえのない同胞であります。それぞれの地域で

進んだところもあれば、遅れているところもあ

る。そういう人達に先進国がきつちりと配慮し

ながら、このかけがえのない住みかで皆がどう

やつたら幸せになつていけるのであるか。今

や世界全体が大きな曲がり角に来ているのでは

ないかと思います。

内外とも極めて厳しい状況の中、日本国を目指すべき国家像、社会像は芸術と文化、そして産業が融合したものであり、我々日本人の持つていた美しい魂を、また、おやかな気持ちをどう取り戻していくのか、「友の憂いに我は泣き、我が喜びに友は舞う」という共生の社会を創り得るのかどうか、まさに正念場であります。

私は、この国に生まれてよかつたと思える國家を形成するため、先輩、同僚議員の方々とともに一層の御指導、お力を賜りながら、いかなる困難にも負けず必死の覚悟で今後も頑張つてまいりました。

さらなる精進をお誓い申し上げ、謝辞といたします。

丹羽 雄哉君のあいさつ

私は、このたび、院議をもつて永年在職議員の表彰をいただきました。ひとえに郷土茨城の皆様、旧茨城三区、現茨城六区の皆様方の長年にわたる御厚情、御支援の賜物であり、また、

先輩、同僚議員を初め関係者各位の御指導、御

友情によるものであります。心から感謝を申し上げます。

さて、私が衆議院に議席を得ましたのは、一九七九年十月七日の第三十五回総選挙であります。私は、十年間のジャーナリストの経験を経て政界入りしましたが、この初めての選挙では、消費税導入の提唱に対する強い反発もあつて自民党は惨敗し、「安定多数」の確保に及びませんでした。私淑申し上げておりますが、芳首相から、「君の一議席も大変重いよ」と言われたことを、今でも鮮明に記憶しております。

私は、四半世紀の政治生活の中で、社会保障を中心として取り組み、医療、介護、そして年金改革のさまざま重要な局面に係わつてまいりました。

医療保険に初めて一割負担を導入した一九八四年の健保国会や、厚生大臣在任中にスタートした介護保険制度など、どれも私にとって忘れがたいものです。とりわけ、私が初の厚生大臣に就任して間もない一九九二年十二月の予防接種・東京集団訴訟問題は、まさに一人の政治家として孤独な重い決断であります。東京高裁の判決に対して上告を断念し、被害者救済へと、これまでの厚生行政を大きく転換させる施策を打ち出したのであります。

私は、記者会見の席上、自分自身で書いたメ

モを読み上げました。「(被害者とその家族に対する)一度限りの人生を台無しにしてしまい、慰めの言葉もありません」と率直にお詫びし、

マイクの前で思わず頭を下げておりました。

その後、被害者弁護団のある方から、「今回

の決断を多としたい」との一通のお手紙をいたしました。まさに私は、政治家冥利に尽きたとの思いがいたしました。

また、六年前の金融不安の折りは、「日本発の世界恐慌を起こしてはならない」との思いで、自民党的政策責任者の一人として及ばずながら、このかけがえのない住みかで皆がどうやつたら幸せになつていけるのであるか。今

の世界恐慌を起こしてはならない」との思いで、自民党的政策責任者の一人として及ばずながら金融再生法の成立に携わつたことも、忘れることができます。

この四半世紀、私どもはある時はバブルに踊り、ある時は金融不安におびえ、失業者の増大に苦しむという「経済大国」の陰と陽ともいってべき激動の中ありました。私は、平和と繁栄を政治の原点とし、今後とも国民の皆様方が眞の豊かさを享受できる国家、誇れる郷土・茨城のために、いさかでもお役に立てるよう邁進していく決意であります。

ここに、永年にわたつてお支えいただいた皆様方に感謝の念を申し上げさせていただきます。本当にありがとうございました。

ここに、永年にわたつてお支えいただいた皆様方に感謝の念を申し上げさせていただきます。本当にありがとうございました。

○梶山弘志君

議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。









## 官 報 (号 外)

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員以外の職員	1		円 —		円 252,700		円 285,600		円 365,900
	2		202,800		265,600		300,500		381,000
	3		211,600		278,300		315,700		393,400
	4		220,500		292,000		330,600		405,600
	5		230,000		305,900		345,800		417,600
	6		239,400		319,600		360,700		429,300
	7		251,900		332,800		375,700		440,800
	8		264,200		346,200		386,600		452,300
	9		276,600		359,100		397,000		463,500
	10		288,000		368,900		406,600		474,700
	11		300,000		378,900		415,600		486,100
	12		311,800		388,400		424,200		497,300
	13		319,700		397,100		432,600		508,500
	14		326,600		405,500		440,200		519,700
	15		333,200		413,100		447,600		530,000
	16		339,700		420,500		454,700		539,200
	17		346,200		427,600		460,900		548,300
	18		352,000		434,700		466,500		557,200
	19		357,700		440,500		472,000		566,100
	20		363,300		445,400		477,400		574,300
	21		368,800		449,800		482,700		580,600
	22		374,300		452,900		487,900		585,600
	23		378,900		456,000		493,000		590,200
	24		382,800		458,900		497,000		
	25		385,700		462,000		500,300		
	26		388,400		465,000		503,600		
	27		391,300		468,100				
	28		394,000		471,100				
	29		396,800						
	30		399,400						
	31		402,200						
	32		405,000						
	33		407,900						
	34		410,700						
再任用職員			288,100		304,100		336,400		417,800

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十六年十月三十二日 衆議院会議録第四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

八

## 官 報 (号 外)

平成十六年十月二十二日 衆議院会議録第四号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

口 教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級	
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1		円 一		円 204,000		円 252,700
	2		169,500		212,300		265,600
	3		180,100		220,800		278,300
	4		191,400		230,200		292,300
	5		202,800		239,500		306,400
	6		209,700		251,900		320,200
	7		217,000		264,200		335,200
	8		224,800		276,600		350,100
	9		232,600		289,100		365,100
	10		240,700		302,100		376,000
	11		249,000		314,900		386,400
	12		257,200		327,700		396,900
	13		265,200		340,500		406,500
	14		272,700		353,100		415,600
	15		280,300		362,000		423,900
	16		287,500		370,900		431,900
	17		294,600		379,700		439,300
再任用職員以外の職員	18		301,300		388,000		446,400
	19		307,600		396,100		452,500
	20		313,200		403,800		457,800
	21		318,400		411,600		462,800
	22		323,200		419,000		467,500
	23		328,000		426,100		472,200
	24		332,200		432,200		476,900
	25		336,100		437,400		480,400
	26		339,500		442,400		483,600
	27		342,000		447,000		486,900
	28		344,300		451,700		
	29		346,900		456,400		
	30		349,600		459,800		
	31		352,200		463,000		
	32		354,700		466,100		
	33		357,100				
	34		359,500				
	35		362,100				
	36		364,700				
	37		367,200				
再任用職員			252,200		301,700		326,800

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 官報(号外)

別表第十 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸給月額
1		円 573,000
2		636,000
3		704,000
4		783,000
5		843,000
6		906,000
7		991,000
8		1,069,000
9		1,146,000
10		1,227,000
11		1,301,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

地域の区分	扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員	その他の職員
	世帯主	世帯		
一級地	二六、三八〇円	一四、五八〇円	一一、三四〇円	一〇、三四〇円
二級地	一三、三六〇円	一二、八六〇円	八、八〇〇円	一〇、二〇〇円
三級地	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円	八、六〇〇円
四級地				

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(総務大臣が定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして総務大臣が定めるものを含まないものとする。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第二条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(寒冷地手当の支給)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第一百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(以下この条及び次条において単に「職員」という。)のうち、毎年十一月から翌年三月末までの各月の初日(次条において「基準日」という。)において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(常時勤務に服する職員に限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十五条の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。)に対しては、一般職の職員の給与に関する法律

(昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。)に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

一 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として総務大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は総務大臣が定める区域に居住するもの

(寒冷地手当の額)

第二条 前条第一号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかるわらず、当該各号に定める額とする。

4 支給対象職員の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかるわらず、当該各号に定める額とする。

一 一般職給与法第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定により給与の支給を受けた職員(前二項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

官報(号外)

二 基準日において前項各号に掲げる職員の いずれかに該当する支給対象職員が、当該 基準日の翌日から当該基準日の属する月の 末日までの間に、同項各号に掲げる職員の いずれにも該当しない支給対象職員となつ た場合	
三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として 総務大臣が定める場合	
5 第一項の表に掲げる地域の区分は、別表の とおりとする。	
第二条の二から第四条までを削る。	
第五条に見出しそして「(総務大臣への委任)」 を付し、同条第一項中「第二条から前条まで」を 条第二項中「第二条第二項、第四項及び第五 項、第二条の二第一項、第三条、前条」を「前条 第一項、第三項及び第四項」に改め、同条を第 三条とする。	

(防衛庁の職員への準用)

第五条 第一条、第二条(第三項第二号を除  
く。)及び第三条の規定は、国家公務員法第二  
条第三項第十六号に規定する職員について準  
用する。この場合において、これらの規定中  
「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み  
替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同  
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下  
欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	同法第八十一条の四第一項又は第 八十二条の五第一項	自衛隊法(昭和二十九年法律第百 六十五号)第四十四条の四第一 項、第四十四条の五第一項又は第 四十五条の二第一項	第七条を削る。 別表を次のように改める。 別表(第一条、第二条関係)	第二条第一項の表備 考	一般職給与法
第一条第一項	在勤する職員 掲げる額	一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号。 次条において「一般職給与法」とい う。)	防衛庁の職員の給与等に関する法 律(昭和二十七年法律第二百六十 六号)	地域 区分の 地 域	防衛庁の職員の給与等に関する法 律第十四条第二項において準用す る一般職給与法
第一条第一項	在勤する職員 掲げる額	在勤する職員及び当該地域に防衛 府長官の定める定係港を有する船 舶に乗り組む職員 掲げる額(政令で定める自衛官に あつては、同表に掲げる額の二分 の一に相当する額を超えない範囲 内で内閣総理大臣が定める額)	北海道のうち 旭川市 帯広市 北見市 夕張市 茂別市 赤平市 士別市 名寄市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 後志支庁管内のうち 虻田郡 岩内郡のうち共和町 余市郡のうち赤井川村 空知支庁管内のうち 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 横戸郡のうち浦臼町及び新十津川町 雨 竜郡 上川支庁管内 留萌支庁管内のうち 天塩郡のうち幌延町	一般職に属する国家公務員との均 衡を考慮して	防衛庁の職員の給与等に関する法 律第十四条第二項において準用す る一般職給与法

## 官 報 (号 外)

二級地	
宗谷支庁管内のうち	宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町、中頓別町及び歌登町 天塩郡
網走支庁管内	
胆振支庁管内	
有珠郡のうち大滝村 勇払郡のうち早来町、追分町、厚真町及び穂別町 天塩郡	
胆振支庁管内のうち	
沙流郡のうち日高町及び平取町 沙流郡のうち豊浦町及び洞爺村 有珠郡のうち壯魯町 白老郡 勇払郡のうち	
日高支庁管内のうち	
沙流郡のうち日高町及び平取町 沙流郡のうち門別町 新冠郡 三石郡 様似郡	
十勝支庁管内のうち	
河東郡 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡のうち忠類村及び大樹町 中川 鶴川町	
郡 足寄郡 十勝郡	
釧路支庁管内のうち	
川上郡 阿寒郡 白糠郡のうち音別町 釧路郡 厚岸郡 白糠郡のうち白糠町	
根室支庁管内のうち	
根室支庁管内のうち	
野付郡 標津郡のうち中標津町 釧路郡 厚岸郡 白糠郡のうち白糠町	
北海道のうち	
札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 雉内市 美唄市 檜山支庁管内のうち	
市 江別市 紋別市 三笠市 根室市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 渡島支庁管内のうち	
石狩支庁管内	
渡島支庁管内のうち	
松前郡のうち福島町 上磯郡のうち知内町及び木古内町 亀田郡のうち七飯町 檜山支庁管内のうち	
町 山越郡	
檜山支庁管内のうち	
檜山郡のうち厚沢部町 濑棚郡のうち北檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち	
島牧郡 磯谷郡 岩内郡のうち岩内町 古宇郡のうち泊村 積丹郡	
後志支庁管内のうち	
寿都郡 磯谷郡 岩内郡のうち岩内町 古宇郡のうち泊村 積丹郡	
古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町 空知支庁管内のうち	
空知郡のうち北村、栗沢町及び南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町 増毛郡 留萌郡 苦前郡 天塩郡のうち遠別町及び天塩町	
留萌支庁管内のうち	

三級地	
宗谷支庁管内のうち	宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町、中頓別町及び歌登町 天塩郡
枝幸郡のうち枝幸町 礼文郡 利尻郡	
胆振支庁管内のうち	
虻田郡のうち豊浦町及び洞爺村 有珠郡のうち壯魯町 白老郡 勇払郡のうち	
日高支庁管内のうち	
沙流郡のうち門別町 新冠郡 三石郡 様似郡	
十勝支庁管内のうち	
上川郡のうち新得町 広尾郡のうち広尾町 釧路支庁管内のうち	
釧路郡 厚岸郡 白糠郡のうち白糠町	
根室支庁管内のうち	
標津郡のうち標津町 目梨郡	
北海道のうち	
函館市 室蘭市 登別市 伊達市 渡島支庁管内のうち	
渡島支庁管内のうち	
松前郡のうち松前町 上磯郡のうち上磯町 亀田郡のうち大野町、戸井町、恵山町及び樺法華村 茅部郡 檜山支庁管内のうち	
町 樺町	
檜山郡のうち江差町及び上ノ国町 紋別郡のうち神恵内村 后志支庁管内のうち	
寿都郡 磯谷郡 岩内郡のうち岩内町 古宇郡のうち泊村 積丹郡	
古平郡 余市郡のうち仁木町及び余市町 空知支庁管内のうち	
空知郡のうち北村、栗沢町及び南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち月形町 增毛郡 留萌郡 苦前郡 天塩郡のうち遠別町及び天塩町	
留萌支庁管内のうち	
岩手県のうち	
青森県	
盛岡市 水沢市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 江刺市 二戸市	



和歌山県のうち 伊都郡のうち高野町	鳥取県のうち 日野郡のうち日野町、江府町及び溝口町
島根県のうち 飯石郡のうち頃原町	岡山県のうち 真庭郡のうち湯原町、新庄村、川上村、八束村及び中和村 苫田郡のうち上齋原村及び阿波村 英田郡のうち西粟倉村
広島県のうち 山県郡のうち芸北町 比婆郡のうち高野町及び比和町	岡山県のうち 広島県のうち 山県郡のうち芸北町 比婆郡のうち高野町及び比和町
(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五条号)の一部を次のように改正する。	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
第六条第四項中「指定職俸給表十二号俸」を「指定職俸給表十一号俸」に改める。	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
第七条第三項中「指定職俸給表十二号俸」を「指定職俸給表十一号俸」に改める。	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
第八条第一項中「第十九条の七及び第十九	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
2 (一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
3 (教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等)	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
4 (教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え)	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
5 附則第一項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額を超過する場合における俸給月額の切替え	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
6 (改正前の任期付研究員法第六条第四項等の規定による俸給月額に関する経過措置)	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。
7 (改正前の任期付研究員法第六条第四項等の規定による俸給月額に関する経過措置)	備考 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

官報 (号外)

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律(第二条の規定を除く。)の施行に

関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(寒冷地手当に関する経過措置)

9 この項から附則第十八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 改正前の寒冷地手当法 第二条の規定による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。

二 改正後の寒冷地手当法 第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律をいう。

三 旧寒冷地 この法律の施行の際における改正前の寒冷地手当法第一条に規定する寒冷地をいう。

四 新寒冷地 改正後の寒冷地手当法別表に掲げる地域をいう。

五 経過措置対象職員 平成十六年十月二十九日(以下「旧基準日」という。)から引き続き次に掲げる職員(常時勤務に服する職員に限り、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の四第二項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のいずれかに該当する職員をいう。

イ 旧寒冷地(新寒冷地に該当する地域に限る。)に在勤する職員(ハに掲げる職員を除く。)

ロ 新寒冷地(旧寒冷地に該当する地域に限る。)に在勤する職員

ハ 改正後の寒冷地手当法第一条第二号の規定に基づき総務大臣が定める官署(旧寒冷

地に所在するものに限る。)に在勤する職員であつて新寒冷地又は同号の規定に基づきのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる職員に該当するものに對しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかるわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給する。

六 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の寒冷地手当法第一条第一項から第四項までの規定(この法律の施行の際における同条第二項及び第四項の規定に基づく総務大臣の定めを含む。以下この項において「旧算出規定」という。)を適用したとしたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

七 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の寒冷地手当法第二条第一項、第二項及び第四項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第一項若しくは第二項の規定による加算額又は同条第四項の規定による基準額が最も少くなる世帯等の区分をいう。

八 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の寒冷地手当法第一条に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。この場合においては、経過措置対象職員については、一般職の職員の給与に関する法律附則第七項の規定の適用は、な

いものとする。

10 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き前項第五号イに掲げる職員に該当するものに對しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかるわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額を支給する。

11 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。)においては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかるわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

て経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号イに掲げる職員に該当するものに對しては、みなし寒冷地手当基礎額が、次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかるわらず、みなし寒冷地手当基礎額から同表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

12 基準日その属する月が平成二十二年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者のうち旧基準日から引き続き附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対するは、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下この項において「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の寒冷地手当法第二条第一項又は第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかるわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。	平成十八年十一月から平成十九年三月まで	八千円
	平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万四千円
	平成二十年十一月から平成二十二年三月まで	二万円
	平成二十二年十一月から平成二十三年三月まで	二万六千円
	平成十六年十一月から平成十七年三月まで	六千円
	平成十七年十一月から平成十八年三月まで	一万円
	平成十八年十一月から平成十九年三月まで	一万八千円
	平成十九年十一月から平成二十年三月まで	二万二千円
	平成二十年十一月から平成二十二年三月まで	

官 報 (号 外)

13 改正後の寒冷地手当法第一条第三項及び第四

項の規定は、前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同一条第三項中

「前二項」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六号)。以下「平成十六年改正法」。

（同）第一項第一号及び第二号中「前二項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで」という

と、同条第四項中「前三項」とあるのは「平成十六年改正法附則第十項から第十二項まで及び平

成十六年改正法附則第十三項において読み替え  
て準用する前項」と、「第一項又は第二項」とあ  
るの「平成十六年改正法附則第十項から第十一

二項まで」と、同項第一号及び第二号中「前項各号」とあるのは「平成十六年改正法附則第十三項

において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)は、

との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象

職員である者に対する改定後寒地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務

大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

15  
検察官であつた者又は一般職の職員の給与に  
関する法律第十一条の七第三項に規定する給与

特例法適用職員等であつた者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同法の俸給表の適用を受ける場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給される経過措置者に対しては、改正後の寒冷地手当法第一条及び第二条の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより、附則第十項から前項までの規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の寒冷地手当第三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)附則第十項から第十五項まで」とする。

(防衛庁の職員への準用)

附則第九項から前項までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

官 報 (号 外)

附則第十項から第十二項まで、第十四項及び第十五項	第一条
附則第十二項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第一条
附則第十三項	第二条第三項 第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第二条第一項
附則第十四項	第二条第一項 第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第二条第一項
附則第十五項	第三条第一項 第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
附則第十六項	第四条第一項 第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第四条第一項
第三条第一項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第一条
同法の	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第二条第一項
一般職の職員の給与に関する法律	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
附則第十五項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十四条第二項及び第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十四条第二項及び第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項
第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項	第五条において準用する改正後の寒冷地手当法第三条第一項

）附則第十項		）附則第十八項において準用する 同法附則第十項	
前項	人事院の勧告に基づく	一般職の国家公務員との均衡を考慮した	
	(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)	(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。	
21	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。	附則中第十五項を削り、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とし、第十八項から第二十二項までを削り、第二十三項を第十七項とし、第二十四項を第十八項とし、第二十五項から第三十一項までを削る。	第四条第八項ただし書中「国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「寒冷地手当」といいう。)を支給する」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百号)第二条の規定による改正前の國家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)に基づく寒冷地手当(以下「旧寒冷地手当」という。)を支給していた」に改め、「投票所については」の下に「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。
20	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。	附則第十四項中「第十一條の八第一項又は第二項」を「第十一條の八第一項」に改める。 附則第十七項中「義務教育等教員特別手当」を「期末特別手当」に改める。 附則第二十八項中「義務教育等教員特別手当」を「管理職員特別勤務手当」に改める。 (国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正) 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。	第六条第三項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していた」に改め、「選挙分会については」の下に「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。 第九条第六項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していた」に改め、「演説会場については」の下に「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加える。 第十三条第四項ただし書中「寒冷地手当を支給する」を「旧寒冷地手当を支給していた」に改め、「場合においては」の下に「当該旧寒冷地手当の支給地域の区分に応じ」を加え、同項の表中「地域」を「旧寒冷地手当の支給地域」に改め。



官報(号外)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
別表第四表六日町簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 南魚沼簡易裁判所
—— 南魚沼市
別表第四表所在地の欄中「新潟県佐渡郡佐和田町」を「佐渡市」に改める。
別表第四表峰山簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 京丹後簡易裁判所
—— 京丹後市
別表第四表所在地の欄中「兵庫県水上郡柏原町」を「丹波市」に改める。
別表第四表水口簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 甲賀簡易裁判所
—— 甲賀市
別表第四表上野簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 伊賀簡易裁判所
—— 伊賀市
別表第四表八幡簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 郡上簡易裁判所
—— 郡上市
別表第四表八幡簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 雲南簡易裁判所
—— 雲南市
別表第四表所在地の欄中「山口県厚狭郡楠町」を「宇部市大字船木」に、「宇部市」を「宇部市琴芝町二丁目」に改める。
別表第四表本次簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 雲南簡易裁判所
—— 雲南市
別表第四表所在地の欄中「島根県隱岐郡西郷町」を「島根県隱岐郡隱岐の島町」に、「長崎県壱岐郡壱岐町」を「壱岐市」に改める。
別表第四表福江簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 五島簡易裁判所
別表第四表有川簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 新上五島簡易裁判所
—— 長崎県南松浦郡新上五島町
別表第四表所在地の欄中「長崎県下県郡嚴原町」を「対馬市嚴原町中村」に、「長崎県上県郡上県町」を「市上甑町中甑」に改める。
別表第四表川島簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 吉野川簡易裁判所
—— 吉野川市
別表第四表伊予三島簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 四国中央簡易裁判所
—— 四国中央市
別表第四表城辺簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 愛南簡易裁判所
—— 愛媛県南宇和郡愛南町
別表第五表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「東茨城郡」を「東茨城郡 那珂郡」に改め、「那珂郡の内 那珂町」を削り、同表日立簡易裁判所の管轄区域の欄中「多賀郡」を削り、同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「常陸太田市」を「常陸太田市 常陸大宮市」に改め、「那珂郡の内 那珂町 瓜連町」を削り、同表日立簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島市」を「三島市 伊豆市」に改め、同表三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「南アルプス市」を「南アルプス市 北杜市」に改め、同表島田簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤枝市」を「藤枝市 御前崎市御前崎、白羽及び港」に改め、同表掛川簡易裁判所の管轄区域の欄中「掛川市」を「掛川市 御前崎、白羽及び港を除く。」に改め、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「南アルプス市」を「南アルプス市 北杜市」に改め、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「河口湖町」を「富士河口湖町」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「上高井郡」を「上高井郡 更級郡」に改め、「更級郡の内 大岡村」を削り、同表上田簡易裁判所の管轄区域の欄中「更埴市」を「千曲市 東御市」に改め、「北佐久郡の内」を削り、同表佐久簡易裁判所の管轄区域の欄中「南佐久郡」を「南佐久郡 北佐久郡」に改め、「北佐久郡の内 御代田町 浅科村 軽井沢町 望月町 立科町」を削り、同表新発田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊栄市」を「豊栄市 阿賀野市」に改め、同表長岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「柄尾市」を「柄尾市 魚沼市」に改める。
別表第五表六日町簡易裁判所の項を次のように改める。
—— 南魚沼簡易裁判所
—— 南魚沼市 南魚沼郡

別表第五表佐渡簡易裁判所の管轄区域の欄中「両津市 佐渡郡」を「佐渡市」に改める。  
別表第五表峰山簡易裁判所の項を次のように改める。

京	丹	後
京都府の内 京丹後市		

別表第五表柏原簡易裁判所の管轄区域の欄中「氷上郡」を「丹波市」に改め、同表豊岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊岡市」を「豊岡市 養父市」に改め、「養父郡」を削り、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に改め、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗東市」を「栗東市 野洲市」に改め、「野洲郡」を削る。

別表第五表水口簡易裁判所の項を次のように改める。

甲	賀
滋賀県の内 甲賀市 湖南市	

別表第五表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「南部町 南部川村」を「みなべ町」に改め、同表豊橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「蒲郡市」を「蒲郡市 田原市」に改める。

別表第五表上野簡易裁判所の項を次のように改める。

伊	賀
三重県の内 名張市 伊賀市	

別表第五表桑名簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑名市」を「桑名市 いなべ市」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「志摩郡」を「志摩市」に改める。

別表第五表岐阜簡易裁判所の項を次のように改める。

岐	阜
岐阜県の内 岐阜市 関市 美濃市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 下呂市之内 金山振興事務所の所管区域 羽島郡 本巣郡 武儀郡	

別表第五表八幡簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表高山簡易裁判所の項を次のように改める。

高	山
岐阜県の内 高山市 飛騨市 下呂市(金山振興事務所の所管区域を除く。) 大野郡 吉城郡	
別	表
第五表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「福井市」を「福井市 あわら市」に改め、同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「松任市」を「松任市 かほく市」に改め、同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「射水郡」を「射水郡 西礪波郡」に改め、「西礪波郡の内」を削り、同表砺波簡易裁判所の管轄区域の欄中「東礪波郡」を「南砺市」に改め、「西礪波郡の内」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「廿日市市」を「廿日市市 佐伯郡」に改め、「佐伯郡の内」を削り、同表可部簡易裁判所の管轄区域の欄中「高田郡の内」を「八千代町」に改め、「八千代支所の所管区域」に改め、同表吳簡易裁判所の管轄区域の欄中「吳市」を「吳市 江田島市」に、「江田島町 蒲刈町」を「蒲刈町」に改め、「佐伯郡の内」美町」及び「川尻町」を削り、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「御調郡」を「御調郡 世羅郡世羅町」に改め、「世羅郡の内」(せらにし支所の所管区域を除く。)に改め、「世羅郡の内」を削る。	
別	表
第五表府中簡易裁判所の項を次のように改める。	
府	中
広島県の内 府中市 三次市之内 甲奴郡 甲奴支所の所管区域	
別	表
第五表三次簡易裁判所の項を次のように改める。	
三	次
広島県の内 三次市(甲奴支所の所管区域を除く。) 安芸高田市(八千代支所の所管区域を除く。) 世羅郡世羅町の内 せらにし支所の所管区域	
別	表
第五表周南簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊毛郡の内」を削り、同表柳井簡易裁判所の管轄区域	

官 報 (号 外)

<b>別表第五表上県簡易裁判所の項を次のように改める。</b>	<b>別表第五表三角簡易裁判所の項を次のように改める。</b>
<b>上 県</b>	<b>長崎県の内</b>
<b>長崎県の内</b>	<b>対馬市(峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域を除く。)</b>
<b>対馬市の内</b>	<b>熊本県の内</b>
<b>峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域</b>	<b>宇土市長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町 上天草市大矢野町 維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島 宇土郡の内</b>
<b>三 角</b>	<b>熊本県の内</b>
<b>三角町</b>	<b>宇土市長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町 上天草市大矢野町 維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島 宇土郡の内</b>
<b>川 内</b>	<b>熊本県の内</b>
<b>薩摩郡</b>	<b>別表第五表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「中央町 砥用町」を「美里町」に改め、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「本渡市」を「本渡市 上天草市(大矢野町維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島を除く。)」に、「龍ヶ岳町 御所浦町」を「御所浦町」に改め、「松島町 姫戸町」を削り、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「松元町 日吉町 郡山町」を「日吉町」に改める。</b>
<b>別表第五表甑島簡易裁判所の項を次のように改める。</b>	<b>別表第五表川内簡易裁判所の項を次のように改める。</b>
<b>甑 島</b>	<b>鹿児島県の内</b>
<b>鹿児島県の内</b>	<b>薩摩川内市(里支所、上甑支所、下甑支所及び鹿島支所の各所管区域を除く。)</b>
<b>里支所、上甑支所、下甑支所及び鹿島支所の各所管区域</b>	<b>別表第五表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「北会津郡 耶麻郡」を「耶麻郡」に改め、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「六郷町」を「美郷町」に、「千畑町 仙南村 西仙北町」を「西仙北町」に改め、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉石村 新郷村」を「新郷村」に改める。</b>
<b>別表第五表川島簡易裁判所の項を次のように改める。</b>	<b>別表第五表川島簡易裁判所の項を次のように改める。</b>

の欄中「大島郡」を「大島郡 熊毛郡」に改め、「熊毛郡」内 平生町 内田 布施町 上関町」を削る。

別表第五表船木簡易裁半所の項を次のように改める

長崎県の内  
対馬市(略)  
原 厳

長崎県の内  
対馬市(峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区域を除く。)

別表第五表上県簡易裁判所の項を次のように改める。

上  
県  
長崎県の内  
対馬市の内

峰支所、上県支所及び上対馬支所の各所管区は

別表第五表宇部簡易裁判所の項を次のように改める。

宇部市（楠総合支所の所管区域を除く。）  
山口県の内

別表第五表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「備前市」を「備前市　瀬戸内市」に、「呂久郡」を「加賀

郡吉備中央町(高梁簡易裁判所の管轄区域を除く。)に改め、同表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中「川上郡」を「加賀郡吉備中央町上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地及び西」に改め、同表松江簡易裁判所の管轄区域の欄中「能義郡」を削る。

別表第五表左前簡易裁判所半所の管轄区域の欄中、美濃君  
判所の管轄区域の欄中、「壱岐郡」を「壱岐市」に改める。

別表第五表福江簡易裁判所の項を次のように改める

別表第五表有川簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表巖原簡易裁判所の項を次のように改める。



外 報 号 (号)

別表第二 白衛隊教官俸給表(第四条—第五条関係)

職員の区分	職務の級		1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	1	191,100	311,100	311,100
2	2	198,000	324,600	324,600
3	3	205,000	337,800	337,800
4	4	212,400	347,900	347,900
5	5	220,300	358,000	358,000
6	6	231,300	368,300	368,300
7	7	242,800	378,200	378,200
8	8	254,400	387,700	387,700
9	9	266,700	406,100	406,100
10	10	279,400	414,900	414,900
11	11	292,500	423,500	423,500
12	12	306,100	431,700	431,700
13	13	319,500	439,400	439,400
14	14	332,100	446,800	446,800
15	15	342,000	454,200	454,200
16	16	351,900	462,200	462,200
17	17	361,900	470,200	470,200
18	18	371,300	478,100	478,100
19	19	380,600	485,900	485,900
20	20	389,500	493,700	493,700
21	21	397,400	500,500	500,500
22	22	404,500	504,500	504,500
23	23	411,700	504,500	504,500
24	24	418,400	504,500	504,500
25	25	424,700	504,500	504,500
26	26	430,100	504,500	504,500
27	27	435,300	504,500	504,500
28	28	440,100	504,500	504,500
29	29	444,400	504,500	504,500
30	30	448,700	504,500	504,500
31	31	452,900	504,500	504,500
32	32	455,700	504,500	504,500
33	33	283,700	355,000	355,000

附則 (施行期日) 1　この法律は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十二号。以下「一般職給与改正法」という。)の施行の日から施行する。 (職務の級の切替え) 2　この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職給与改正法第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第六口の適用を受けていた職員で施行日においてこの法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」といって)別表第二の適用を受けるもの及び施行日の前日において改正前の一般職給与法別表第六二の適用を受けていた職員で施行日において一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の一般職給与法」という。)別表第六口の適用を受けることとなるもの(以下「新級」という。)は、施行日の前日において「わらの者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。 (俸給の切替え等) 3　前項の規定により新級を決定される職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、施行日の前日においてその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同じ号数の号俸による額とする。 4　前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与	法第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十二号。以下「平成十年改正法」という。)附則第十一項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。 (最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等) 5　附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されるものとする。内閣府令で定めたものでなければならぬ。 (旧俸給月額の基礎) 6　附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた俸給月額は、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)又は平成十年改正法附則第十一項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。 (平成十年改正法附則第十一項の規定を適用する場合の特例) 7　平成十年改正法附則第十一項の規定の適用については、旧法別表第一、改正前の一般職給与法別表第六(口及び二に限る。)、新法別表第二及び別表第三、新法附則第五項の規定によりなお効力を有する)ととされる改正前の一般職給与法別表第六並びに改正後の一般職給与法別表第六口は、平成十年改正法附則第十一項に規定する改正後の関係俸給表とみなす。	法第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十二号。以下「平成十年改正法」という。)附則第十一項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。 (最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替え等) 5　附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されるものとする。内閣府令で定めたものでなければならぬ。 (旧俸給月額の基礎) 6　附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた俸給月額は、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)又は平成十年改正法附則第十一項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。 (平成十年改正法附則第十一項の規定を適用する場合の特例) 7　平成十年改正法附則第十一項の規定の適用については、旧法別表第一、改正前の一般職給与法別表第六(口及び二に限る。)、新法別表第二及び別表第三、新法附則第五項の規定によりなお効力を有する)ととされる改正前の一般職給与法別表第六並びに改正後の一般職給与法別表第六口は、平成十年改正法附則第十一項に規定する改正後の関係俸給表とみなす。	8　附則第二項から前項までに定めるものほ (政令への委任)
---	--	--	----------------------------------

## 官報(号外)

平成十六年十月二十二日 衆議院会議録第四号

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

か、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

## (自衛隊員倫理法の一部改正)

9 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第二百三十号)

の一部を次のように改正する。

第一項中「第三号から第五号まで」を

「第二号、第四号及び第五号」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「三級以上」を「三級」に

改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、

同項第一号の次に次の一号を加える。

## 二 給与法別表第二自衛隊教官俸給表の適用

を受ける自衛隊員であつて、同表の職務の

級二級のもの

第一条第二項第四号中「別表第二」を「別表第

三」に改める。

## 一 議案の目的及び要旨

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一般職の職員の給与に関する法律別表第六口が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けていた防衛庁の職員に対し適用する俸給表として自衛隊教官俸給表を新たに設けることその他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

とにかくがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
右報告する。

平成十六年十月二十二日

衆議院議長 河野 洋平殿  
安全保障委員長 小林 興起

附則別表 新法別表第二又は改正後の一般職給与法別表第六口の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

俸 紹 表	旧 級	新 級
改正前的一般職給与法別表第六口	2 級	1 級
	3 級	2 級
改正前的一般職給与法別表第六二	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

- 1 国立大学の法人化等により、一般職の職員の給与に関する法律別表第六口教育職俸給表の一部を改正すること等に伴い、同表の適用を受けている陸上自衛隊少年工科学校の教官等に対し適用する俸給表として自衛隊教官俸給表を新設すること。
  - 2 自衛隊教官俸給表を新設することに伴う所要の切替措置等を設けること。
  - 3 この法律は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。
- 議案の可決理由
- 本案は、一般職の職員の給与に関する法律別表第六口が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けている防衛庁の職員に対し適用する俸給表として、自衛隊教官俸給表を新たに設けることその他所要の措置を講ずる必要があること

明治二十五年三月三十一日  
種類便物認可

発行所	〒105-0051 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03(3587)4294
定価	本号一部 (本体 一一〇円)